

京都府動物愛護推進計画

平成20年 3月 策定
平成27年 1月 改定
令和 3年 3月 改定

京 都 府

目 次

～ 人と動物が共生する社会の実現に向けて ～	1
第1章 計画の趣旨と基本方針	2
1 趣旨及び基本視点	2
2 計画の期間	2
3 計画の地域	2
4 役割と連携	2
5 施策展開の方向	5
第2章 現状・課題と施策	9
1 動物の愛護	
(1) 動物愛護精神に対する理解の促進	9
① 動物飼養に当たっての基本的事項の徹底	9
(2) 人と動物のよりよい関係づくりの推進	11
① 幼い頃からの動物愛護教育	11
② ボランティア等の自主的な取り組みの促進	12
③ 動物愛護施策と社会福祉施策との連携	14
2 動物の育成	
(1) 所有者責任の徹底等	15
① 犬・猫の適正飼養の徹底等	15
ア 犬・猫に関する苦情・相談等	15
イ 終生飼養の徹底	17
(2) 保護動物等の返還・譲渡の推進	18
① 返還と譲渡	18
② 負傷動物の収容	22
(3) 殺処分頭数の削減	23
(4) 動物取扱業者等の社会的責任の徹底	25
① 動物取扱業	25
② 産業動物	27
③ 実験動物	28
3 人及び動物の安心・安全	
(1) 特定動物の飼養許可及び適正飼養の徹底	29
(2) 犬の登録・狂犬病予防注射	30
(3) 感染症対策	31
① 人獣共通感染症対策	31
② 新型コロナウイルス感染症対策等	31
(4) 災害対策	32
(5) 動物の遺棄・虐待防止対策	33
第3章 計画推進に向けて	34
1 計画の数値目標	34
2 関係機関等との協働・連携による施策の展開	35
3 計画の達成状況の把握・見直しの体制	35

～人と動物が共生する社会の実現に向けて～

近年、ペットは飼い主に心の安らぎや潤いを与える存在としてだけでなく、家族の一員やパートナーと考える方が多くなってきました。その一方で、動物の習性や接する方法が分からない方、アレルギーや臭いの苦手な方もおられ、更に飼い主のマナーの悪さや近隣住民に対する心遣いの欠如、動物の遺棄・虐待等の問題が依然として存在しています。

また、災害時対応や狂犬病をはじめとする人獣共通感染症の予防対策は非常に重要な課題となってきました。

京都府内（以下「府内」という。）では、昭和30年代後半から犬の飼養頭数が急速に増え、それに伴い犬害苦情も増加しました。昭和45年度には、犬による咬傷事故が372件あり、その多くは放し飼い等の飼い犬によるものでした。また、猫の飼養頭数の増加と共に放し飼いによる苦情や相談も増えてきました。一方、ライオン等の危険動物を飼養する事例も見られるようになり、昭和44年には京都市内でライオンの逸走事件が発生しました。

このため、京都府（以下「府」という。）は、飼い主の適正飼養の自覚を促すと共に、社会的要望に応じるため、「犬の係留義務」、「特定動物の許可制」等を規定する「動物の飼養管理に関する条例」（現「動物の飼養管理と愛護に関する条例」、以下「府条例」という。）を昭和46年に制定しました。

昭和48年には、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）が制定され、所有者や動物取扱業者の責務等が規定されました。平成17年の改正においては都道府県ごとに動物愛護管理推進計画を策定することが規定されたため、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、平成19年度に京都府動物愛護管理推進計画を策定し、動物の適正飼養の徹底や動物愛護の精神を広く周知・啓発することに努めてきました。

その後、平成25年8月の動物愛護管理法改正に伴い基本指針が改正されたことから、動物愛護推進計画（以下「計画」という。）と名称を見直したことに加え、より高いレベルを数値目標として設定し、更なる取り組みの推進を図ってきました。

この度、令和元年6月の動物愛護管理法改正により計画の改定が求められたことから、これを契機に平成27年5月に京都市と共同運営を開始した京都動物愛護センター（以下「センター」という。）を中心に実施してきた5年間の取り組みを振り返ると共に、大幅に改正された同法の内容を踏まえ、今後10年間に取り組む課題や方向性を整理しました。

引き続き、各関係機関や関係団体等と緊密に連携しながら、この計画に基づく施策を展開し、人と動物が共生する社会の実現に向けて取り組んでいきます。

第1章 計画の趣旨と基本方針

1 趣旨及び基本視点

この計画は、府民一人ひとりが、動物愛護についての理解を深めると共に、所有者等が動物を適正に飼養することを通じて、動物が人と共に生活する存在として府民に広く受け入れられる社会づくりを目標としています。

対象動物の種類は様々である上、動物との接し方も人それぞれのライフスタイルや価値観等に深く関わっています。このため、動物愛護・共生に関する施策の実施に当たっては、行政機関、獣医師会、業界団体、府民団体など関係者間の協働はもとより、動物を飼っていない人も含め、府民一人ひとりの理解と協力が必要となります。

また、動物の飼養方法やボランティア等の自主的な活動については、地域ごとに考え方や捉え方が大きく異なることから、取り組みを円滑・着実に進めていくためには実態に合わせた基盤の整備が必要です。

■ 計画策定に当たっての基本視点

- ① 府民の動物愛護・共生に関する活動の推進
- ② 関係者間の協働関係の構築
- ③ 施策の実行を支える基盤の整備

2 計画の期間

令和3年4月から令和13年3月まで。ただし、5年後を目途に見直しを図ることとします。（本計画の期間は、当初、平成20年度から平成29年度までの10年間としていましたが、平成25年8月の基本指針改正により、平成27年1月に見直しを行い平成26年度から平成35年度までの10年間としたところです。この度、令和2年4月に示された基本指針に基づき内容や対象となる期間を改定したものです。）

3 計画の地域

京都府全域（京都市域を含む。）

4 役割と連携

動物愛護等に関する課題は、所有者の不適切な飼養やマナーにより生じる近隣への迷惑行為等の地域的なものから、狂犬病予防対策、動物の保護・収容、動物取扱業者の監視指導、特定動物の飼養保管許可等、広域的・専門的な対応を必要とするものまで様々あります。

また、それぞれの課題に対しては、府、市町村、獣医師会をはじめとする各関係機関、関係団体等が相互に連携してこれに携わっていく必要があります。

平成 27 年 5 月に京都市と共同運営を開始したセンターの開設に先立ち、平成 26 年 12 月に府市協調で動物愛護や終生飼養の理念・精神を分かりやすく普及啓発するため、「京都動物愛護憲章（以下「憲章」という。）」を制定したところです。

今後も憲章の考え方の一層の定着を図り、広く府民に受け入れられる「人と動物が共生する社会づくり」を目指し、各主体がそれぞれの役割をしっかりと果たしながら、連携・協働による取り組みを推進します。

（１）府の役割

府は、動物愛護管理法や府条例等に基づく動物取扱業に関する登録等、監視指導、動物の保護・収容・返還・譲渡等のほか、動物愛護週間行事等を通じて動物愛護や適正飼養の普及啓発や情報提供に努めると共に、市町村の動物愛護等に関する施策及び動物関係団体や動物愛護推進員、ボランティアなどによる地域に根ざした活動が府内全域で実施されるように支援します。

また、センターや府保健所を拠点にこれまで培った取り組みを基礎とし、今後も京都市と連携して動物愛護事業を展開します。更に、本計画全体を着実に推進できるよう、コーディネーターとしての役割を果たしていきます。

（２）京都市の役割

京都市は、狂犬病予防のための業務は勿論のこと、指定都市として府と同様に動物取扱業に関する登録等、監視指導、動物の保護・収容・返還・譲渡等の業務を行っています。平成 21 年 4 月、独自に京都市動物愛護行動計画を策定して動物愛護行政を進捗させると共に、5 年前から府とセンターを共同運営し、これまでの間、相互に連携して動物愛護事業に取り組み、成果を上げてきました。

今後も、府の最も身近なパートナーとして、適切な役割分担と緊密な連携を図りながら、本計画において掲げる目標到達に向けた取り組みを行っていくことが求められます。

（３）市町村（京都市を除く。）の役割

市町村は、所有者に対して狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を促すと共に、動物愛護管理法に基づく適正飼養の啓発等を実施しています。

また、下表のとおり京都市やその他の市町村では散歩時の犬の糞の放置を防止するための条例等を制定し、これに基づき必要に応じた指導を行っています。

更に、動物愛護に関する考え方について地域住民の理解を深め、各地域の愛護活動の担い手である動物愛護推進員やボランティアの活動を支援する等、所管保健所と連携して地域住民の生活環境改善に向けた多岐にわたる取り組みを行っており、動物愛護行政を推進する上で重要な役割を担っています。

【市町村における動物愛護管理関係条例の現状】

区分	条例名	対象動物	公布日
京都市	京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例	飼い犬、飼い猫、所有者等のない動物	平成 27 年3月
宇治市	宇治市環境美化推進条例	飼い犬	平成 11 年 10 月
宮津市	宮津市安全で美しいまちづくり条例	飼い犬その他の愛玩動物	平成 19 年9月
亀岡市	亀岡市ポイ捨て等禁止条例	犬、猫その他の愛がん動物	令和2年8月
城陽市	城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例	飼い犬	平成 17 年4月
向日市	向日市のまちを美しくする条例	飼い犬	平成 25 年 12 月
長岡京市	長岡京市まちをきれいにする条例	愛がん動物	平成 18 年3月
八幡市	八幡市美しいまちづくりに関する条例	犬、猫その他の愛がん動物	平成 18 年3月
京田辺市	京田辺市まちをきれいにする条例	飼い犬	平成 10 年 10 月
京丹後市	京丹後市美しいふるさとづくり条例	飼養又は管理する動物	平成 29 年3月
木津川市	木津川市空き缶等のポイ捨て、飼い犬のフン放置、落書きのない美しいまちづくりを推進する条例	飼い犬	平成 19 年3月
大山崎町	大山崎町生活環境美化に関する条例	飼い犬	平成 14 年3月
宇治田原町	宇治田原町まちをきれいにする条例	飼い犬等	平成 19 年4月
精華町	精華町まちをきれいにする条例	飼い犬等	平成 23 年3月
与謝野町	与謝野町のまちを美しくする条例	犬、猫等	平成 18 年3月

(4) 府民の役割

人と同様に命あるものとして動物が共生できる社会を築いていくためには、府民一人ひとりの理解を深めることが必要です。

地域社会の中には動物愛護推進に積極的な人や動物に対して必ずしも好意を抱いていない人がおられる等、動物に対する多様な考え方がありますが、互いの立場や考え方の違いに理解を深めつつ、「人と動物が共生する社会づくり」を進めていくため、動物愛護の精神を高揚することが重要です。

(5) 所有者の役割

「人と動物が共生する社会づくり」のためには、所有者の果たす役割が最も重要であり、法令を遵守し、動物の習性等に応じて、その動物が命を終えるまで適切に飼養する終生飼養の責務を果たさなければなりません。

また、所有者は地域社会のルールを遵守し、周囲に迷惑をかけない飼い方を心掛

ける等、飼養動物が地域の一員として受け入れられるように行動することが求められます。

(6) 動物取扱業者の役割

動物の販売業や保管業などの動物取扱業者は、動物の販売先等に対し、適切な施設で飼養した健康な動物を提供すると共に、動物の特性、状態、飼養方法等の必要な情報を提供し、所有者が責任を持って動物を飼いつけることができるよう支援していくことが求められています。

(7) 動物愛護推進員・ボランティアの役割

動物愛護に熱意と識見を有する府民の中から府及び京都市が委嘱する動物愛護推進員やセンターで養成するボランティアには、府や市町村と協力しながら、動物の愛護と適正飼養についての啓発等に携わることが期待されています。

(8) 獣医師会、動物取扱業者団体、動物愛護団体等の役割

獣医師会、動物取扱業者団体、動物愛護団体等の役割は、動物愛護推進員の役割と共通することも多いですが、行政の推進する動物愛護等に関する施策への協力や動物適正飼養講習会等の独自の活動を通じて、「人と動物が共生する社会づくり」に向け、その専門性を生かした府民への適切な情報提供や行政と連携した取り組みを組織的に牽引していくことが期待されています。

(9) 獣医師の役割

獣医師は、家畜やペットの診療・治療のみならず、病気を持った動物や畜産物の海外からの流入防止、動物用医薬品の研究・開発や品質管理、乳肉をはじめとする畜産物の安全確保等、公衆衛生上の重要な役割を果たしています。特に改正動物愛護管理法において、臨床に携わる獣医師に対し、動物の虐待が疑われる事例に関する通報義務が課される等、本計画に記載の各施策を的確に進めるため、その職能を生かした役割が期待されています。

(10) 動物愛護管理担当職員の役割

都道府県は動物の愛護及び管理に関する事務を担当する職員として、動物愛護管理法第 37 条の 3 に基づき、「動物愛護管理担当職員」を配置することとされました。

府及び京都市では従前より、府条例により「動物愛護管理員」として獣医師の資格を有する職員にその業務を委ねてきましたが、動物愛護行政の専門性が高まる中、本計画を推進する担い手として、その役割を果たすことが今後一層期待されます。

5 施策展開の方向

人と動物が共生する社会の実現のためには、先ず、府民一人ひとりの動物愛護に関する理解の促進と所有者の飼養に関する責任の徹底を基本に、動物を取り巻く関

係者が責任を持ってそれぞれの役割を果たしながら、相互の協力・連携のもとで次のとおり施策を展開していきます。

■ 動物の愛護

○ 動物愛護精神に対する理解の促進

京都市と共同運営するセンターのドッグランやふれあい広場を活用した動物ふれあい教室、月例イベントや各地域における動物愛護管理推進組織の活動等を通じ、府民に対して憲章の考え方や理念の浸透を図ります。

○ 人と動物のよりよい関係づくりの推進

人と動物のよりよい関係づくりを目指して、府や市町村、府民、所有者、動物愛護推進員、ボランティア、獣医師会、動物取扱業者団体、動物愛護団体等が緊密に連携し、動物愛護や適正飼養に関する普及啓発や教育、機運を醸成するための取り組みを展開します。

■ 動物の育成

○ 所有者責任の徹底等

地域における動物に関する苦情をできる限り少なくし、動物の存在が当該地域の人々に受け入れられるよう、あらゆる機会を捉えて所有者に対し、適正飼養やマナーの向上、ルールへの遵守をはじめ、所有者責任が果されるよう徹底した指導を行います。

また、犬や猫の引取りの申し出があった場合には、拒否要件の該当性をしっかりと確認すると共に、終生飼養の徹底や避妊去勢手術を推進し、引取頭数の更なる削減に取り組めます。

○ 保護動物等の返還・譲渡の推進

保護動物について、マイクロチップ装着をはじめ、所有者明示の徹底を普及啓発することにより所有者への返還を促進すると共に、ボランティアにより編集された機関誌やホームページを通じて保護動物に係る情報を発信し、新たな飼い主への譲渡を推進します。

○ 殺処分頭数の削減

犬猫の引取りに当たっては、要件を満たしていることを厳正に確認すると共に、所有者への返還や新たな飼い主への譲渡促進等によりセンターにおいて保護・収容する犬・猫の頭数の削減を戦略的に進め、引き続き殺処分ゼロを目指します。

○ 動物取扱業者等の社会的責任の徹底

新たに動物を飼養しようとする多くの方に対し、動物を譲り渡す機会を提供する動物取扱業者は、動物愛護管理法に基づく動物の取扱いに係る基準の遵守は勿論、所有者に必要な情報を提供し、その責務を教示する大変重要な役割を担っていることから、資質向上のための研修会開催や監視等を行う等、その社会的責任が果

たされるよう指導や技術的助言を徹底します。

■ 人及び動物の安心・安全

○ 特定動物の飼養許可及び適正飼養の徹底

特定動物は、飼養施設から逸走した場合、人に危害を与えるおそれが高いため、その所有者には社会的責任を徹底して果たすことが求められます。そのため、これらを飼養しようとする者に対し、飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別等が確実に実施されるよう徹底した指導を行います。また、無許可飼養はもとより、この度の改正動物愛護管理法により原則として愛玩を目的とした飼養が禁止されたことから、購入者が同法の規定を逸脱した飼養を行うことのないよう特定動物の販売業者に対し、必要な情報の提供を促します。

○ 犬の登録・狂犬病予防注射

犬の所有者には、住所地の市町村への登録と狂犬病予防注射を行うことが義務付けられています。これらが確実に履行されるよう市町村と連携して当該市町村の運営するドッグラン等の施設利用に当たってはこれらの履行を条件とする等、環境の整備に取り組みます。

その他、鑑札や注射済票の装着についても、引き続き、犬の所有者にその有用性を広く周知し、理解を促すための啓発を行います。

○ 感染症対策

府内で飼養される動物に由来する人獣共通感染症の発生状況を把握するため、獣医師会の協力を得て発生動向をモニタリングすることにより、常時必要な情報の収集・分析を行い、広く府民に提供すると共に、新たな感染症に係る正しい知識や予防方法に係る普及啓発を行います。

○ 災害対策

災害発生時には、所有者が自らの身の安全確保を優先した上で、所有者責任で飼養する動物の保護を行う必要があります。所有者が犬・猫を伴って同行避難できるよう、市町村と連携し、日頃から備えておくべき資機材の準備やしつけの必要性について、防災訓練をはじめとするあらゆる機会を通じて普及啓発を行います。

また、災害により所有者と逸れた犬・猫を保護する救護体制の強化に向けて京都市と協議の上、必要な環境を整備すると共に、市町村（京都市を除く。）等が運営する避難所において、同行避難の受入れが円滑に行われるよう技術的な指導を行います。

○ 動物の遺棄・虐待防止対策

動物の遺棄・虐待を未然に防止するため、犬・猫が捨てられることの多い場所の管理者に対し、罰則に係る記迷を含む啓発資材を配布する等、効果的な周知や啓発を行います。

また、遺棄・虐待に該当するおそれのある情報を入手した場合は、市町村や関係団体、京都府警察と連携して助言や指導を行う等、その発生予防や抑制を図ります。

■ 関係機関等との協働・連携の強化

府、センターを共同運営する京都市、その他の市町村、動物の所有者を含む府民、動物取扱業者、動物愛護推進員をはじめとするボランティア、獣医師会、動物愛護団体等、府内のあらゆる主体が動物愛護管理法の目的を達成するため、それぞれの果たすべき役割について会議や広報等の機会を通じ十分に理解を深めると共に、相互に協働・連携しながら、本計画による各施策を展開する体制をしっかりと構築します。

第2章 現状・課題と施策

1 動物の愛護

(1) 動物愛護精神に対する理解の促進

① 動物飼養に当たっての基本的事項の徹底

<現状と課題>

府と京都市は、平成26年12月、京都における「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の具体的な姿を示す憲章を制定すると共に、その理念を府民に浸透・普及する拠点としてセンターを京都市と共同設置し、平成27年5月に運営を開始しました。

センターでは、府民に気楽に足を運んでいただける開かれた施設となるよう様々な整備等を行い、例年、約1万5千人もの府民等に来場いただいているところです。

ここでは、ボランティアが、その機能・位置づけや新たな飼い主を探している犬・猫の紹介、譲渡後の様子を展示すると共に、来場者の受付や展示物の説明等の業務を担っています。

(憲章の概要)

1. 動物を思いやりましょう。
1. 動物のことを学びましょう。
1. 動物との正しい関わりを考えましょう。
1. 動物との絆を最後まで大切にしましょう。
1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。

また、動物に興味を持つ方やペット飼養者を対象に、「京都の保護犬猫の現状を知ろう」、「きょうとアニラブクラス」、「ペットの災害対策講座」といった動物の生態等や必要な知識を習得することのできるイベントを毎月開催する等、切れ目のない動物愛護に係る情報発信・情報提供の拠点としての機能を果たしています。

更に、附属するドッグランは毎年概ね延べ6千頭の利用があり、飼い主間の情報交換の場としても好評いただいています。トリミングルームの利用者数も徐々に増加する傾向にあります。

このほか、府民に対し、センターの活動を広報する機関紙（「愛ランド通信」）を四半期ごとに発行（約5千部）すると共に、ホームページやSNS（Twitter、Facebook、Instagram）を活用し、動物愛護に係る様々な角度からの情報発信にも取り組んでいます。

【センター年間来場者数の推移】

(単位:人)

年度	H27	H28	H29	H30	R1
来場者数	14,567	16,360	15,448	16,686	14,854

【ドッグラン・トリミングルームの利用状況】

年度		H27	H28	H29	H30	R1
ドッグラン	共用(頭)※1	5,013	6,899	6,392	6,452	7,109
	専用(件)※2	48	34	36	56	78
トリミングルーム(件)		96	140	160	216	252

※1 飼い主お一人につき、1頭の犬を運動させることのできるスペース

※2 飼い主お一人につき、複数の犬を運動させることのできるスペース

動物の愛護と適正飼養に関する普及啓発を行う動物愛護週間（9月20日～26日）中に、京都市と京都動物愛護フェスティバル「KYOTO ANI-LOVE FESTIVAL」を開催し、長寿犬表彰や動物愛護写真コンクールを通じ、日常生活を共にする動物に一層の愛着を抱いていただくと共に、災害対策や健康管理に関するセミナーを通じ、動物を取り扱う上での正しい情報の発信を行っており、例年約6～9千人もの府民の参加を得る貴重な機会となっています。

【京都動物愛護フェスティバル開催状況】

年度	H27	H28	H29	H30	R1
年月日	27.9.26(土)	28.9.25(日)	29.9.23(土)	30.9.22(土)	1.9.22(日)
開催地	新風館 (京都市中京区)	岡崎公園 (京都市左京区)			
参加者数	約8千人	約6千人	約7千人	約8千人	約9千人

一方、各保健所管内においても、府域の動物愛護推進組織が中心となり、地域の行事の中で動物健康相談コーナーの設置や啓発パネルの展示を通じ、動物愛護精神の普及・定着に取り組み、センター開設以降、従前に増して多くの府民等に対して啓発・啓蒙や教育を行うことのできる体制が整ってきています。

人と動物の共生する社会の実現のために行政が取り組むべきこととして、約半数（46.9%）の方が「ペットの愛護や正しい飼い方を学校や社会教育の場で取り上げること」と回答（内閣府の世論調査（R1））しており、引き続き、啓発や教育に注力していく必要があります。

動物に対する考え方が多様化する中であって、真に人と動物が共生する社会を実現するためには、この度の動物愛護管理法改正により法的位置づけが明確化された「動物愛護管理センター」の機能をセンターと保健所が一体となって果たすと共に、関係者との協働・連携のもと、主に動物に好意を抱く方に対するアプローチに留まらず、動物に関心のない府民、動物が苦手な府民への働きかけも重点的に行っていくことが必要です

<施策>

- i センターにおける月例イベントやふれあい広場やドッグランを活用した動物ふれあい教室、各地域の行事における動物愛護事業の内容を更に充実して実施すると共に、憲章の理念をもとに府民の動物愛護精神に係る理解を一層促進します。
- ii 市町村、獣医師会、動物関係団体等との連携を強化し、動物愛護週間行事等を通じて動物愛護や適正飼養の推進、普及啓発に努めます。
- iii センターのホームページやイベント等の内容をより魅力あるものに見直すと共に、人の生活に密接に関わる動物や人獣共通感染症等、広く府民が動物に関心を抱く情報を提供します。

また、センターにおける Wi-Fi 環境を整備し、保護・収容している犬・猫の日々の状況やイベントやセミナーの様子をホームページを通じてリアルタイムで配信し、府民の動物愛護意識の高揚とセンターの認知度向上に寄与します。

(2) 人と動物のよりよい関係づくりの推進

① 幼い頃からの動物愛護教育

<現状と課題>

動物とのふれあいを幼い頃から経験し、生命の尊さ等を学ぶことは大切です。しかしながら、近年、幼少期に動物と関わる機会が少なく、動物との接し方や動物の生態、習性等について正しい知識を身につけることが難しくなっているため、可能な限り子どもたちに動物と触れ合う機会を提供していくことが必要です。

府では、従来「動物ふれあい教室」をはじめとする動物愛護教育を行ってきましたが、京都市とセンターの共同運営を開始したことに伴い、施設訪問型の事業を小学低学年生に動物の適正な取り扱い方を教える「動物愛護教室」に集約し、毎年、各学校から高い評価を受けています。

また、京都市は、動物愛護団体と連携し、保育園、幼稚園、小・中学校等に出向いて「命の大切さ」等に係る啓発を行う「きょうとアニラブクラス」を開催しています。

更に、3歳児から小学1年生までを対象に、犬や猫の習性や飼い方に係る知識の習得を目的とした啓発冊子（「いきものとなかよし」）を府市共同で作成し、これを府内に配布する等、子供たちに動物愛護意識や生命尊重の情操の涵養を図っています。

近年、動物を活用した動物愛護事業は動物にストレスが掛からない工夫が求められていることから、開催日数や時間、人数の制限により、大規模な開催が難しく、今後は必ずしも実物の動物に頼らない学習方法の確立等が求められてきています。

【啓発冊子(いきものとなかよし)活用状況】

年度	H28	H29	H30	R1
府	210校 約15,500人	207校 約12,300人	207校 約12,200人	208校 約10,500人
京都市	166校 約11,000人	164校 約10,800人	165校 約10,100人	163校 約9,800人

【教育機関等と連携した動物愛護教育の実施状況】

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
動物愛護教室	23校 約1,000人	7校 約400人	19校 約1,100人	13校 約450人	13校 約400人	14校 約400人
きょうとアニラブクラス	17校 約1,500人	9校 約800人	11校 約700人	18校 約900人	17校 約1,400人	18校 約1,200人

<施策>

- i 市町村、教育委員会及びボランティアと連携し、保育所、幼稚園、小学校等において、「動物愛護教室」の実施及び教育の一環として学校で飼養される動物の適正な取り扱いについて普及啓発を行う等、動物愛護教育の充実を図ります。
- ii 幼児・児童に対し、動物との関わりを通じ、命の大切さについて理解を促すため、市町村や教育委員会と連携し、ぬいぐるみや紙芝居、動画等を活用し、必ずしも動物を用いずに動物愛護教育に携わることのできる講師を育成するなど、新たな動物愛護プログラムを作成します。

② ボランティア等の自主的な取り組みの促進

<現状と課題>

府及び京都市は、地域における動物愛護活動の中心的な役割を果たす動物愛護推進員として、現在、獣医師等 119 名に委嘱（令和元年度）しています。また、推進員を中心として構成される地域動物愛護管理推進組織の設置や動物愛護に係る研修会を開催する等、各地域の動物愛護活動の中核を担えるよう支援しています。

一方、センターでは、犬・猫の飼養管理や来場者の受付等の業務はもとより、普及啓発事業にも携わるボランティアの養成を行っています。毎年約 50 名を対象に半年かけて活動に必要な知識を習得いただき、その後 3 年間の活動により任務は一旦終了となりますが、その後も活動を通じて培った知識や経験を生かし、各地域において府や京都市が行う普及啓発事業に様々な形で

協力いただいています。

更に、幼猫の譲渡推進のため、子猫を自宅で預かり、細やかな世話をする「子猫の一時預かり在宅ボランティア」は、令和2年3月時点で60名に活動していただいています。

今後も、動物愛護活動に関心を持ち、行政と相互に連携した自主的な活動を行う意思を有する人材を丁寧に掘り起こすと共に、ネットワークを構築して主体的な活動の支援することが必要です。

【動物愛護推進員の委嘱数】

(単位:人)

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
府	94	91	92	86	89
京都市	36	30	30	30	30
全体	130	121	122	116	119

【センターボランティアの養成人数】(当初の登録時点)

(単位:人)

年 度	H25 第1期	H26 第2期	H27 第3期	H28 第4期	H29 第5期	H30 第6期	R1 第7期
人 数	32	34	30	32	42	25	43

※ 第1期及び第2期は平成29年度末、第3期は平成30年度末、第4期は令和元年度末で活動終了。令和2年3月時点で約100人が活動

【地域動物愛護管理推進組織】

区 分		対 象 地 域	動物愛護 推進員(人)
京都市動物愛護推進会議		京都市	30
京 都 府 動 物 愛 護 推 進 協 議 会	犬の適正飼養推進乙訓地域 連絡協議会	向日市、長岡京市、大山崎町	16
	山城北犬の適正飼養推進 連絡協議会	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市 久御山町、宇治田原町、井手町	32
	相楽動物の適正飼養推進 協議会	木津川市、精華町、笠置町、和束町 南山城村	12
	南丹地域動物愛護推進協 議会	亀岡市、南丹市、京丹波町	11
	中丹動物愛護推進協議会	福知山市、舞鶴市、綾部市	13
丹後動物愛護推進協議会	宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町	5	

<施策>

- i 市町村や地域住民の主催する動物適正飼養講習会への講師派遣等を通じて、地域活動を活性化し、社会的な協働意識の醸成を図ります。
- ii 市町村等の関係機関や地域の動物愛護管理推進組織が動物愛護推進員等と連携し、動物愛護に関するイベント等を通じ、地域における啓発を行います。
- iii センターにおいてボランティアを引き続き養成すると共に、地域におけるペット飼養に係る相談応需をはじめ、動物愛護事業への自主的な参加を促すため、ボランティア団体間の交流の場を設け、将来、地元市町村における活動に繋がるようネットワークの構築を推進します。
- iv 「猫の適正飼養ガイドブック～人と猫が気持ちよく暮らせるまちづくりのために～」(H27.3)について、動物愛護管理法の改正内容を踏まえた改訂を行い、地域の問題として住民が主体的に取り組むことのできるルールづくり等を推進します。

③ 動物愛護施策と社会福祉施策との連携

<現状と課題>

身体障害者補助犬法により、身体障害者が公共施設、公共交通機関、不特定多数の人が利用する施設等を利用する場合は、身体障害者補助犬を同伴することができます。

身体障害者補助犬には、「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」がありますが、このうち、日本盲導協会の調査(H31.4)によると、盲導犬同伴を理由として施設での受入れ拒否にあったとする盲導犬ユーザーが約6割あり、身体障害者補助犬に係る理解は未だ進んでいない様子が窺えます。

身体障害者補助犬以外の警察犬や探知犬、災害救助犬等も含め、人と共に働くために特別に訓練された犬を総称してワーキングドッグと言いますが、これらの存在についても広く府民に理解を求めていくことが必要です。

また、近年、社会からの孤立や動物への過度な依存等により、犬・猫の不適正な多頭飼育を生じ、地域問題になっている例が認められていることから、現在、国は対策ガイドラインの作成を目指していますが、府においてもこれらに適切に対応するため、社会福祉部局等との連携が必要です。

<施策>

- i 身体障害者犬を含むワーキングドッグの社会的な役割について、動物愛護イベント等を通じ、広く府民に啓発すると共に、身体障害者補助犬法の啓発のため、「ほじょ犬マーク」の掲示について、食品業界をはじめ、関係団体の対象施設に資料配布等を行います。
- ii 動物の不適正な多頭飼育により、地域の問題を生じている事例について、国のガイドラインを参考にしながら、社会福祉部局等と情報共有、意見交換する場を設けると共に、課題に対応するための体制を構築します。

2 動物の育成

(1) 所有者責任の徹底等

① 犬・猫の適正飼養の徹底等

ア 犬・猫に関する苦情・相談等

<現状と課題>

保健所や市町村への動物の苦情・相談の多くは犬・猫に関するものになっています。令和元年度の犬と猫の苦情件数の割合は概ね4：6であり、その合計数は年々減少傾向にあります。その内容は、犬・猫いずれも「鳴声・臭気」に関するものが多くなっています。

また、集合住宅や人口密集地域における苦情・相談が多く、他の人に迷惑のかからない飼養や猫の屋内飼養等に対する意識の欠如によるものです。

特に、犬はトレーニングすることにより、社会性を身につけることができますが、良く躰けられた犬であっても驚いたり、過剰に興奮したりすることにより、咬傷事故を引き起こすことがあります。

所有者が繁殖制限を行わないことにより飼養頭数が増加し、近隣住民へ迷惑を及ぼす事例も発生しており、内閣府の世論調査（R1）においても、人と動物の共生する社会の実現のために「飼い主の迷惑行為に対する規制や指導を強める」ことを行政にも求める声が約半数（54.4%）を占めています。

府内では、京都市、八幡市、城陽市及び久御山町が犬・猫の所有者又は管理者の行う繁殖防止措置に対する助成を行っています。

一方、動物愛護管理法第7条において、所有者等の果たすべき責務が明確に規定されていますが、飼い主を対象とした全国調査（ペットフード協会（R1））によると、同法について「聞いたことがあるが内容は知らない」、「知らない」とする割合の計は全体の約5割を占めています。

令和元年の同法の改正では、「動物の所有者又は占有者は、環境大臣が動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めたときは、当該基準による。」と責務規定が更に明確化されると共に、騒音や悪臭等により周辺的生活環境が損なわれる事態を生じさせた者に対する助言や指導を可能とする規定が盛り込まれたことから、この度、拡充された指導権限や報告徴収、立入検査権限を駆使し、今後一層、不適正な飼養を行う所有者等に対し法の趣旨の徹底を図ることが必要です。

【犬の苦情件数】

(単位:件)

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1
府	鳴声・臭気	92	79	99	87	87	70
	放し飼い	36	37	28	41	27	37
	家屋等荒し	2	1	1	2	0	2
	捕獲依頼	104	96	89	118	91	72
	その他	88	99	114	139	116	91
	内訳計	322	312	331	387	321	272
京都市計		721	736	495	722	591	447
合計		1,043	1,048	826	1,109	912	719

※ 京都市分は、平成 26 年度以降、総数のみ記載

【猫の苦情件数】

(単位:件)

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1
府	鳴声・臭気	53	66	36	56	40	80
	家屋等荒し	7	1	3	5	5	3
	捕獲依頼	44	31	70	103	61	59
	その他	294	154	189	144	118	151
	内訳計	398	252	298	308	224	293
京都市計		765	935	715	794	819	660
合計		1,163	1,187	1,013	1,102	1,043	953

※ 京都市分は、平成 26 年度以降、総数のみ記載

※ 放し飼いの項目は、飼い猫と野良猫との客観的な区別が困難であることから、平成 26 年度から廃止

< 施策 >

- i 集合住宅での動物飼養のあり方については、「住宅密集地における犬猫適正飼養ガイドブック」(H26.4)等を活用し、不適切な飼養を行う所有者に指導を行うと共に、必要に応じて地元自治会等に啓発資材を配布・周知します。
- ii 講習会の開催や啓発物の配布等により、避妊去勢手術及び鑑札やマイクロチップ等の個体識別措置の必要性を普及します。
また、飼養能力以上に多数の飼養を行っている場合は、必要に応じ、改正動物愛護管理法により拡充された指導権限や報告徴収、立入検査権限を駆使し、所有者・管理者に対して避妊去勢手術や新たな飼い主への譲渡等を指導します。
- iii 犬のしつけ方教室開催の機会を利用して、咬傷事故の事例を盛り込んだ資料を配布することをはじめ、広く所有者のモラル、マナーの向上を図ります。
- iv 動物の不適切な飼養や遺棄、虐待等に係る相談窓口であるセンター、保健所等において、関連情報を収集・分析すると共に、必要に応じて市町村、京都府警察等と連携して所有者への立入調査、指導を行います。

- v 「猫の適正飼養ガイドブック」(H27.3)を現状に照らして改訂し、各保健所における猫に関する相談や苦情の対応時に、猫の屋内飼養の推進、糞便の適正処理の徹底や避妊手術の啓発、指導を行います。(一部再掲)
- vi 不適切な飼養を行う者に対し、効果的な指導を行うための啓発資材や動物に関連する苦情に的確な対応を可能とする「動物苦情対応マニュアル(仮称)」を、京都市やその他の市町村と連携して作成し、苦情件数の減少に繋がります。

イ 終生飼養の徹底

<現状と課題>

○ 引取り

府内の犬・猫の引取頭数(所有者からの引取頭数、所有者不明の引取頭数の計)は、犬が平成25年度に337頭であったのに対し、令和元年度は83頭と約4分の1に、また、猫は2,287頭が916頭と約4割に減少しています。

犬・猫の所有者から保健所に引取りについて相談があった際には、事前に所有者に対し新たな飼い主を探したり、引き続き飼養することを促し、また相当の事由を徹底して確認の上、真にやむを得ない場合に限り引取りを行っているところです。

この度の動物愛護管理法改正により、所有者不明の犬・猫については、周辺の生活環境の損なわれる事態が生じるおそれがないと認められる場合は、引取りを拒否することができることとされ、これまで以上に実態を厳密に判断する能力が求められることとなります。

【引取頭数】

(単位:頭)

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
犬	府	70	102	43	33	14	40
	京都市	96	104	98	56	49	43
	計	166	206	141	89	63	83
猫	府	368	258	155	200	105	80
	京都市	1,113	1,178	1,025	873	831	836
	計	1,481	1,436	1,180	1,073	936	916

○ 捕獲

野犬等の捕獲頭数については、年度ごとに変動はあるものの、この6年間では若干減少の傾向を見せながら推移しています。

また、犬が飼養者のもとから逸走し、又は飼養放棄により、河川敷や山中に逃げ込んで群れを形成、繁殖したり、周辺住民に危害を及ぼすこともあります。

捕獲頭数を減少させ、咬傷事故が発生することを未然に防止するため、野犬等に餌を与えることが不幸な命の再生産に繋がるということについて、府民一人ひとりに理解を求め、犬の飼養者に対し、更なる適正飼養の徹底を図ることが必要です。

【野犬等の捕獲頭数】

(単位:頭)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
府	138	102	87	98	78	51
京都市	14	12	16	14	48	25
計	152	114	103	112	126	76

＜施策＞

- i 第一種動物取扱業者に対する動物取扱責任者研修会や立入調査をはじめ、あらゆる機会に購入者に終生飼養の重要性について説明するよう指導すると共に、府内で開催される動物愛護イベントにおいて、犬・猫を終生飼養することの重要性を府民に広く普及啓発します。
- ii 「高齢動物の飼養ガイドブック」（平成30年3月）を市町村（京都市を除く。）、動物病院や動物取扱業者を通じて所有者に配布し、高齢動物等の所有者に対して終生飼養の必要性について指導・助言します。
- iii 犬・猫の引取り依頼を拒否することのできる明確かつ具体的な基準を作成・公表し、引取りの対象となる犬・猫を、真にやむを得ないと考えられるものに厳選すると共に、犬・猫の所有者や管理者に対する終生飼養や繁殖防止措置の指導を徹底し、安易な犬・猫の処分を防止します。

(2) 保護動物等の返還・譲渡の推進

① 返還と譲渡

＜現状と課題＞

捕獲された犬を所有者に返還する割合は、年度により増減があるものの、令和元年度には49%と、平成25年度に比べて低い状況が継続しています。

これは、犬の所有者に適正飼養の理解が進み、元々所有者のいない犬を捕獲する割合が増えていることや捕獲頭数が過年度と比して大きく減少傾向にあること等が影響しているものと考えられます。

また、犬や猫へのマイクロチップ装着をはじめとする所有者明示についても普及啓発を行い、捕獲した犬を元の所有者に確実に返還する取り組みが引き続き必要です。

【捕獲に対する返還割合】

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
捕獲頭数 (A)	府	138	102	87	98	78	51
	京都市	14	12	16	14	48	25
	計	152	114	103	112	126	76
返還頭数 (B)	府	49	46	30	30	36	16
	京都市	28	42	29	23	16	21
	計	77	88	59	53	52	37
割合% (B/A)	府	36	45	34	31	46	31
	京都市	200	350	181	164	33	84
	計	51	77	57	47	41	49

※ 返還頭数には所有者不明や負傷収容からの返還も含む。

引き取った犬・猫については、令和元年度で犬 114 頭、猫 220 頭を新しい飼い主に譲渡しました。犬の譲渡頭数が過年度と比して少ないのは、引取りや捕獲等により府や京都市の管理下に置かれる頭数の大幅な減少が主な要因と考えられます。

多くの方は、若い犬や猫の譲渡を希望されますが、成犬や成猫を飼うメリットを紹介すること、特に問題行動のある犬についてはトレーニングにより矯正する技術を有する専門家のアドバイスを受けながら修正を行う手法（「京都方式」）の導入等により譲渡の拡大に繋がっています。

猫の譲渡率が低い原因は、生後間もない幼猫の引取頭数が多く、飼養が困難であることによるものですが、1 箇月齢の幼猫を預かり、2 箇月齢までお世話して頂く「子猫の一時預かり在宅ボランティア」の効果もあり、譲渡割合は徐々に増加傾向にあります。

また、センターで養成したボランティアが Twitter や Instagram の SNS を活用して飼養保管する犬や猫の紹介を行う等、譲渡促進に努めた結果、所有者不明の犬・猫についても新たな飼い主に引き渡すことができています。

更に、平成 27 年 5 月のセンター共同運営開始を契機に府と京都市が区域を越えて相互に譲渡を可能としたことから、従来より広い範囲で新たな飼い主探しができるようになっていきます。

引取頭数、捕獲頭数が年々減少する現況において、今後は府及び京都市の飼養管理下に置かれる頭数に対し、元の所有者への返還や新たな飼い主に譲渡する割合を計画的に増加させる明確な目標を持ち、適切に進行管理していく必要があります。

令和 4 年 6 月に改正動物愛護管理法により販売される犬猫に対し、マイクロチップ装着が義務付けされることから、この啓発にも一層注力し、確実な返還を推進すると共に、所有者責任の更なる徹底を図ることも必要です。

【引取犬の譲渡割合】

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
引取頭数 (A)	府	70	102	43	33	14	40
	京都市	96	104	98	56	49	43
	計	166	206	141	89	63	83
譲渡頭数 (B)	府	107	100	96	73	60	69
	京都市	79	56	62	35	44	45
	計	186	156	158	108	104	114
割合％ (B/A)	府	153	98	223	221	429	173
	京都市	82	54	63	63	90	105
	計	112	76	112	121	165	137

【引取猫の譲渡割合】

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
引取頭数 (A)	府	368	258	155	200	105	80
	京都市	1,113	1,178	1,025	873	831	836
	計	1,481	1,436	1,180	1,073	936	916
譲渡頭数 (B)	府	75	61	28	46	32	47
	京都市	93	149	159	173	167	173
	計	168	210	187	219	199	220
割合％ (B/A)	府	20	24	18	23	30	59
	京都市	8	13	16	20	20	21
	計	11	15	16	20	21	24

【引取りにおける子犬・子猫の割合】（令和元年度）

（単位：頭）

		引取頭数(A)	うち子犬・子猫(B)	割合(B/A)
犬	府	40	8	20.0%
	京都市	43	1	2.3%
	計	83	9	10.8%
猫	府	80	55	68.8%
	京都市	836	786	94.0%
	計	916	841	91.8%

【犬の返還・譲渡率※】

（単位：％）

	H27	H28	H29	H30	R1
府	70.9	94.7	76.9	98.0	93.4
京都市	83.8	79.8	82.9	61.9	95.7
計	75.5	87.9	78.9	80.0	94.4

※（返還頭数＋譲渡頭数）／（飼い主からの引取頭数＋所有者不明の引取頭数＋捕獲頭数＋負傷収容頭数）×100（％）

【猫の返還・譲渡率※】

(単位:%)

	H27	H28	H29	H30	R1
府	16.8	11.2	20.8	22.8	31.4
京都市	12.0	14.6	18.8	18.7	19.5
計	13.1	13.9	19.2	19.3	21.2

※ (返還頭数+譲渡頭数) / (飼い主からの引取頭数+所有者不明の引取頭数+負傷収容頭数) ×100 (%)

【マイクロチップを装着した犬・猫の譲渡頭数の推移】

(単位:頭)

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
犬	府	95	92	96	73	60	69
	京都市	79	56	62	35	44	45
	計	174	148	158	108	104	114
猫	府	59	59	25	46	32	47
	京都市	93	149	159	173	167	173
	計	152	208	184	219	199	220
総計		326	356	342	327	303	334

<施策>

- i 市町村、警察等との情報共有やホームページ等に捕獲した犬の情報を広く提供することにより、所有者への返還頭数を増やします。また、譲渡会の開催予定、譲渡を行う犬・猫に関する情報（種類、年齢、特徴等）をホームページ等で判りやすく提供し、新たな飼い主への譲渡を促進します。
- ii センターから新たに犬や猫を譲り受けた方々が、その後、飼養放棄や安易に引取りを求めることのないよう、トライアルをはじめ、譲渡前後の様々な機会を捉えて終生飼養の重要性について教示します。
- iii 捕獲した犬や所有者不明猫等を保護した場合は、市町村(京都市を除く。)に広報を依頼し、保健所に配備したマイクロチップリーダーでマイクロチップの情報を読み取り、京都府警察等の関係機関と連携して所有者の特定や早期の返還に努めます。

また、センターから譲渡する犬・猫には原則として、マイクロチップの装着を行うと共に、この取り組みをPR動画として収録、ホームページ等を通じて広く府民等に周知し、譲渡の促進に繋がります。

更に、市町村、動物病院や動物取扱業者をはじめ、関係者の協力を得て、その装着の有用性に係る普及啓発に取り組みます。

- iv 京都市が所有者のいない猫対策の1つとして推進する「まちねこ活動」を参考に、府域における今後の「地域猫」活動のあり方を検討するため、京都市やその他市町村、獣医師会の協力を得て、研究会を立ち上げます。
- v 保護・収容する犬・猫の更なる譲渡促進を図るため、府市によるワーキングチーム（WT）を設置し、他自治体の状況について情報を収集し、新たな方策を検討する等、今後の取り組み拡大について議論します。
- vi web 会議システムを活用して、センター、保健所間において、リアルタイムで情報を共有することにより、①犬・猫の新たな飼い主への譲渡、②虐待疑い事案の該当性判断、③負傷動物の診察・治療等の効率化を図ります。

② 負傷動物の収容

<現状と課題>

所有者の判明しない負傷動物の収容は、センター本所（京都市南区）又は支所（京都市西京区）で行っています。

負傷の多くは衰弱や交通事故による外傷であり、負傷動物の数は犬が数頭程度で横ばい、猫は現状 100 頭程度で推移していますが、近年では大きな減少傾向が認められていません。

京都府は地形的に南北の距離があるため、負傷動物を北部地域から動物愛護センターに搬送するため、相当時間が掛かっていましたが、平成 27 年 7 月の京都縦貫自動車道の全面開通等、道路交通網の整備によりその時間は短縮してきています。

収容される犬・猫の数全体が減少する中、負傷動物についても、適切な診断・治療を施した上で、新たな飼い主を探し、命を繋いでいくことが求められています。

【負傷動物の収容頭数】

（単位：頭）

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
犬	府	12	2	3	3	6	0
	京都市	0	1	0	0	0	1
	計	12	3	3	3	6	1
猫	府	152	123	113	55	44	73
	京都市	98	86	88	71	66	71
	計	250	209	201	126	110	144
計	合計	262	212	204	129	116	145

<施策>

- i 負傷した犬や猫を診察、治療するための技術について、獣医師会の協力を得ながら、センター職員が相互の研鑽や習得に努め、これを活用して新たな飼い主に譲渡する割合の向上を図ります。

- ii 犬の所有者に対し、逸走することがないように係留するか、屋内飼養するよう指導します。猫の所有者に対しては屋内飼養の有用性について普及啓発します。
- iii web 会議システムを活用して、センター、保健所間において、リアルタイムで情報を共有することにより、①犬・猫の新たな飼い主への譲渡、②虐待疑い事案の該当性判断、③負傷動物の診察・治療等の効率化を図ります。（再掲）

(3) 殺処分頭数の削減

<現状と課題>

これまで、センターで保護・収容する犬や猫の殺処分頭数を削減するため、引取りを行う箇所の削減・廃止、引取手数料の設定や引上げ、所有者への返還や新たな飼い主への譲渡促進等、様々な取り組みを順次進めてきました。

その結果、犬については、これらの取り組みが功を奏し、その数の着実な減少を果たしてきました。一方で猫の殺処分頭数は減少傾向にはあるものの、未だに生れたての子猫の収容が多いこともあり、結果的に殺処分の対象は相当数あるのが現状です。

令和2年4月に国から示された基本指針において、収容後に死亡に至った例も含め、殺処分を3つに分類し、特に譲渡することが適切でないもの以外（収容後の死亡を除く。）と分類される犬・猫の返還や譲渡を積極的に進め、平成30年度比で全体の殺処分頭数を半減することを目指すことが明示されたところです。

今後、基本指針の考え方に沿い、更なる殺処分頭数の削減を実現していくため、所有者への返還や新たに飼い主への譲渡といった行政の努力では手が及ばずに殺処分に至る個体の存在について広く周知することを含め、透明性の高い具体的な手法による戦略的な取り組みが求められます。

【犬・猫の殺処分頭数】

(単位:頭)

			H26	H27	H28	H29	H30	R1
犬	府	①	44	33	25	13	1	5
		②		0	1	0	0	0
		③	17	14	12	10	5	8
		計	61	47	38	23	6	13
	京都市	①	8	7	15	8	14	15
		②		5	0	2	0	0
		③	11	13	10	2	12	2
		計	19	25	25	12	26	17
計			80	72	63	35	32	30
猫	府	①	373	117	68	67	55	24
		②		83	51	45	5	19
		③	67	118	115	96	55	63
		計	440	318	234	208	115	106
	京都市	①	1,020	97	70	87	108	99
		②		851	719	543	488	500
		③	107	157	160	142	134	113
		計	1,127	1,105	949	772	730	712
計			1,567	1,423	1,183	980	845	818
計			1,647	1,495	1,246	1,015	877	848

※ 3分類

- ①：譲渡することが適切でない（治癒の見込みない病気に罹患、攻撃性がある等）
犬・猫の殺処分頭数
 - ②：①以外の犬・猫（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難等）の殺処分頭数
 - ③：引取後、収容中に死亡した犬猫の頭数
- ただし、平成 26 年度以前は、①②の区分なし

<施策>

- i 市町村、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、動物の所有者や地域住民に対して、終生飼養の徹底等に関する啓発を図ります。
また、所有者から犬・猫の引取りを求められたとき、所有者の判明しない犬・猫の引取りを求められたときは、個別の事案ごとに相当の事由の有無を厳重に確認の上、無と認められる場合は確実にこれに応じないこととします。
- ii 殺処分については、鎮静薬を投与し、静かに落ち着かせ、その後、麻酔薬注射を実施します。
- iii 基本指針に示された 3 分類に従い、収容された犬・猫を区分するための透明性及び客観性が高く、具体的な審査基準を定め、これを公表します。

- iv 「(1)所有者責任の徹底等 ①犬・猫の適正飼養の徹底 イ終生飼養の徹底(引取り)」や「(2)保護動物等の返還・譲渡の推進 ①返還と譲渡」における施策や取り組みと連携し、やむを得ず殺処分に至る頭数を削減します。

(4) 動物取扱業者等の社会的責任の徹底

① 動物取扱業

<現状・課題>

第一種動物取扱業を行うには事前に登録を受け、5年ごとに更新する義務があり、事業所ごとに動物取扱責任者を選任することをはじめ、動物愛護管理法において遵守すべき事項が詳細に規定されています。

令和元年度末現在、府内では第一種動物取扱業者が1,219件の登録を行い、総事務所数は925箇所となっていますが、令和元年に改正された動物愛護管理法において、登録拒否規定の追加や犬猫等を販売する場合の対面説明する場所を事業所に限定(令和2年施行)、環境省令で定める遵守事項の具体的な明示や出生後56日を経過しない犬・猫の販売規制(令和3年施行)、犬・猫の繁殖業者等に対するマイクロチップの装着・登録の義務付け(令和4年6月)等、大幅な規制強化が図られました。

既存の第一種動物取扱業者にこれらの新たな規制を徹底させるためには、最新の情報を持って、計画的で効率的かつ効果的な監視指導を行い、主体的な取り組みを促進することが必要です。

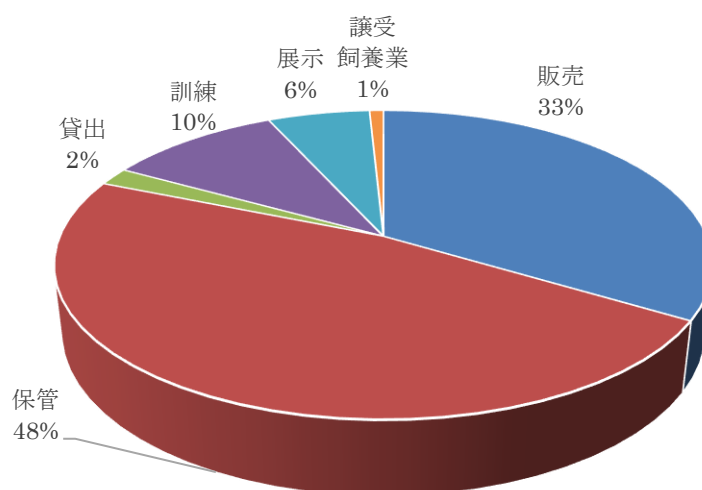
また、営利性はないものの飼養施設を持ち、一定数以上の動物を取り扱う場合、第二種動物取扱業として届出する必要があるため、令和元年末現在、府内には20箇所の施設が存在しています。第一種動物取扱業と比べ数は少ないものの、新たに環境省令等で定められる遵守基準に対応できるよう丁寧な働きかけが求められます。

【第一種動物取扱業登録状況】(R1 末現在)

(単位:件)

	総事業所数	販売	保管	貸出	訓練	展示	譲受 飼養業	登録数の計
府	429	219	249	7	54	30	4	563
京都市	496	191	332	16	70	43	6	658
計	925	410	581	23	124	73	10	1,221

第1種動物取扱業登録状況 (R1末現在)



※ 令和2年3月末において競りあっせん業の登録はなし

【第二種動物取扱業届出状況】(R1 末現在)

(単位:件)

	総事業所数	譲渡	保管	貸出	訓練	展示	届出数の計
府	11	7	2	0	1	3	13
京都市	9	8	1	0	0	2	11
計	20	15	3	0	1	5	24

< 施策 >

- i 動物取扱業団体との協働・連携による事業者研修及び動物取扱責任者研修会を計画的に実施し、動物取扱業者の更なる資質向上を図ります。
また、業種に応じた自主管理点検表を作成し、点検表等の活用による業務管理を指導します。
- ii 動物取扱業者（第二種動物取扱業者を含む。）に対し、計画的に立入調査や監視を行うことにより、改正動物愛護管理法で強化された事項を中心に基準の適合状況等を確認し、必要に応じた指導を行います。
特に新たに動物を購入した者に同法で定められた必要な情報を提供する

と共に、当該年度の所有数、引渡数、死亡数について毎年5月30日までに定期報告するよう指導を行うことをはじめ、適正に業務が遂行されるよう積極的な働きかけを行います。

また、苦情等の通報を受けた場合は、速やかに現地調査を行い、必要に応じて改善に向けた指導を行います。

iii 第一種動物取扱業者について、業種（販売、保管、貸出、訓練、展示、競りあわせん業、譲受飼養業）をはじめ登録内容を常時ホームページ上に掲載し、また定期的に情報の更新を行い、動物の購入を検討する府民に最新情報を提供すること等により無登録事業者を排除します。

iv 動物取扱責任者が満たすべき厳格化された要件（従事歴、従事内容、修了すべき課程、試験・資格等）を具体的に提示・公表すると共に、現在の責任者ができる限り期限までに要件に適合するよう個別事例ごとに指導や助言を行います。

② 産業動物

<現状と課題>

府内の産業動物（牛、馬、豚、鶏等の家畜・家禽）の飼養状況は次表のとおりで、乳牛や肉用牛、採卵鶏、アヒル・アイガモの飼養戸数は減少傾向、それ以外は横ばいの状況にあります。

産業動物の管理者及び所有者は、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害や人の生活環境の汚損を防止するため、その適正な飼養又は保管に努める必要があります。

【飼養頭・羽数】（令和2年2月現在）

（単位：頭）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
乳牛	4,535	4,368	4,247	3,997	3,828	3,786
肉用牛	6,593	6,380	5,744	6,231	5,830	5,707
豚	13,206	12,414	13,198	12,540	12,382	10,797
馬等	451	456	480	501	508	519
山羊等	206	199	234	212	206	202
いのしし	52	31	16	20	21	37
採卵鶏	1,579,642	1,567,435	1,584,152	1,546,188	1,498,917	1,659,079
ブロイラー	507,534	508,986	510,317	509,400	504,929	509,999
種鶏	38,895	31,478	32,757	37,014	42,228	37,240
アヒル・アイガモ	26,541	31,204	30,804	24,654	29,147	24,393

【飼養戸数】（令和2年2月現在）

（単位：戸）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
乳牛	73	69	64	62	55	51
肉用牛	93	94	89	88	75	75
豚	31	24	33	34	31	31
馬等	40	42	42	43	43	41
山羊等	67	64	65	72	74	70
いのしし	13	11	7	9	9	16
採卵鶏	594	536	492	445	386	382
ブロイラー	36	29	40	34	39	38
種鶏	3	6	4	4	4	4
アヒル・アイガモ	64	60	52	49	42	43

＜施策＞

- i 家畜保健衛生所等の関係機関と連携し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」及び「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」（令和2年3月16日付け生畜第1897号）の趣旨に即して産業動物の衛生管理、安全保持について指導し、飼養施設周辺の生活環境の汚損防止等を徹底します。

③ 実験動物

＜現状・課題＞

動物が命あるものであることに鑑み、実験等の利用に供するに当たっては、できる限りその使用数を削減するよう努める等、「3Rの原則」に十分配慮して取り扱う必要のあることが広く認知され、現在、各大学や企業等がそれぞれ設置する倫理委員会の意見を聞きながら、適切な利用に努められているところです。

引き続き、実験動物の適正な飼養及び保管により人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺的生活環境の保全に努める必要があります。

＜施策＞

- i 府内で実験動物を取り扱う大学や企業等の現状を把握した上で、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に基づき、国や関係機関と連携して、「3Rの原則」をはじめ、動物実験等を適正に実施することを促進します。

3 人及び動物の安心・安全

(1) 特定動物の飼養許可及び適正飼養の徹底

<現状と課題>

特定動物を飼養するに当たっては、マイクロチップ等の個体識別措置の実施や5年ごとに飼養の許可を受けること、逸走防止措置を執ること等が義務付けされており、現在、動物園等の37施設において特定動物が飼養されています。

近年、許可を受けて飼養されていた特定動物が逸走する事例も発生しており、飼養施設の構造や保管方法に係る基準の遵守の徹底を図ることが必要です。

更に、特定動物の飼養者は、当該動物の逸走や災害等による飼養施設の崩壊等を想定した緊急事態に対応することのできる体制を整備しておく必要があります。

この度の動物愛護管理法の改正により、令和2年6月1日以降、愛玩を目的とした特定動物の飼養が原則禁止されると共に、交雑種も第一世代迄は特定動物の範囲とされ、規制対象となったことから、これらが遵守されるよう関係者に対する継続的な指導が求められています。

【特定動物の飼養保管許可状況】(令和2年4月1日現在)

(単位:頭)

種類	サル 7種	クマ 1種	猫科 4種	象 1種	カバ 1種	キリン 1種	猛禽 5種	ワニ 6種	カメ 1種	ヘビ・ トカゲ 12種	合計 39種
合計	108	2	10	5	1	3	7	13	35	74	258
府	51	1	0	0	0	0	5	6	13	3	79
京都市	57	1	10	5	1	3	2	7	22	71	179

<施策>

- i 特定動物の許可制度について、ホームページや動物取扱業者への資料配布等により、広く府民に周知徹底し、愛玩目的の飼養や無許可飼養を防止します。
- ii 特定動物の飼養者に対し、当該動物が逸走したときや、災害等により当該動物の飼養施設が崩壊した場合に、迅速に対応できる具体的で実効性のあるマニュアルの作成を指導します。
- iii 特定動物の飼養が困難になったときや、特定動物が逸走したとき、特定動物の交雑種の取り扱い等、特定動物特有の遵守すべき事項が事前に漏れなく確認できる「特定動物チェックシート(仮称)」を策定し、第一種動物取扱業者をはじめ、関係者に配布する等、周知の徹底を図ります。

(2) 犬の登録・狂犬病予防注射

<現状と課題>

犬の所有者は、狂犬病予防法により、犬を登録し、毎年狂犬病予防注射を受けさせ、鑑札と注射済票を犬の首輪等に装着する義務があります。

府内における登録頭数は、令和元年度では114,408頭ですが、登録しないで飼養されている犬が未だにいる（全国の推定飼養頭数（ペットフード協会（H30））に対する厚生労働省統計の登録頭数（H30）は約7割）ものと推測され、また、令和元年度に府内で登録されている犬のうち、狂犬病予防注射の実施率は約7割となっています。

現在、国内では、海外で感染して入国後発症した例を除き、犬等を含め狂犬病の発生はありませんが、周辺国を含む世界の各地域で依然として発生しており、犬の登録や予防注射による対策の徹底が重要です。

更に、この度の動物愛護管理法の改正により、犬猫販売業者へのマイクロチップの装着等が義務付けられましたが、令和4年の施行に当たって犬へのマイクロチップの装着は狂犬病予防法上の鑑札と見做すワンストップサービス化が図られる予定です。

鑑札等の所有者明示を行ってないとする割合は未だ24.8%（ペットフード協会調査（R1））である中、国の行う環境整備の進捗状況を適宜、情報収集し、的確に府内に制度の定着を図っていくことが必要です。

【犬の登録・狂犬病予防注射】

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
登録 (頭)	府	62,481	62,401	62,450	61,469	57,943	57,305
	京都市	59,253	59,803	59,898	59,498	58,449	57,103
	計	121,734	122,204	122,348	120,967	116,392	114,408
注射 (頭)	府	40,187	40,216	39,733	39,372	39,387	39,700
	京都市	40,195	40,901	40,552	39,970	40,423	39,658
	計	80,382	81,117	80,285	79,342	79,810	79,358
実施率 (%)	府	64.3	64.4	63.6	64.1	68.0	69.3
	京都市	67.8	68.4	67.7	67.2	69.2	69.4
	計	66.0	66.4	65.6	65.6	68.6	69.4

<施策>

- i 狂犬病予防注射実施率を一層向上させるため、市町村、獣医師会との連携・協力のもと、犬の所有者に対して広報紙・個別通知等により犬の登録及び狂犬病予防注射の意義について周知徹底を図り、強化期間を設定した定期集合注射の取り組みを促進します。

また、動物取扱業者に対して狂犬病予防の重要性等を啓発します。

更に、市町村や動物病院において、鑑札や注射済票の受領後は速やかに装着するよう指導します。

- ii 毎年開催する狂犬病予防担当課長会議において、犬の登録情報の適切な管理方法や効果的な広報等について情報共有、意見交換を行い、その精度の向上を図ります。

- iii 狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例（マイクロチップを用いたワンストップサービス化）に係る情報を国から適宜、収集し、府内市町村の事務が円滑に行われるよう提供します。

(3) 感染症対策

① 人獣共通感染症対策

<現状と課題>

人獣共通感染症は、人と動物が同じ病原体により発症する感染症です。屋内飼養等、人と動物が密着して暮らすことの多い今日、所有者等は動物から感染しないようこれらに十分配慮して飼養する必要があります。

府では、人と動物の人獣共通感染症の予防対策として、動物の所有者や動物取扱業者を対象としたリーフレットやホームページ等の広報媒体による周知や啓発を行っているほか、府内の感染情報の収集、発生状況の把握・分析や情報発信、関係機関間の情報共有に取り組んでいます。近年、致死率が15～25%と高い重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の飼養動物における発症が認められる等、その重要性は高まりを見せています。

併せて、感染症等の対策に従事する職員の専門知識や技術の向上を図る必要もあります。

<施策>

- i 人獣共通感染症に対する正しい知識及び動物の予防ワクチン接種等に関するリーフレットを作成し、動物病院や動物取扱業者を通じて、所有者に情報提供を行います。
- ii 医師会、獣医師会、府関係機関等で構成する「人獣共通感染症予防連絡調整会議」の開催を通じて情報交換や協力体制の確保を図ります。また、狂犬病対応マニュアルに基づく説明会等により、市町村、獣医師会等との協力体制の強化を図ります。
- iii 獣医師会の協力により実施している「動物感染症サーベイランス事業」を充実し、人獣共通感染症の発生動向の把握に努め、その情報を広く府民等に周知します。
- iv 京都舞鶴港において、海外からの狂犬病をはじめ、人獣共通感染症に罹患した犬等の上陸を防止するため、定期的な巡回監視や外航船員への啓発物の配布等を行います。
- v 国等が実施する感染症等に関する研修や講習会の受講により、関係職員の専門知識の習得及び検査技術の向上を図ります。
- vi センターに収容されている犬・猫の検体を用い、SFTSをはじめ、新たな感染症について積極的疫学調査を行うことにより府内の状況を把握し、今後の施策の展開に活用します。

② 新型コロナウイルス感染症対策等

<現状と課題>

海外では犬や猫が新型コロナウイルスに感染したとの報道がなされていますが、国は現時点において、ペットから人に感染した例はなく、これに感染したとされる動物に重篤な体調の変化は認められていないとしています。

一方、国内においても猫から猫への感染が確認されたとの研究もあります。

新型コロナウイルス等の新たな感染症に係る不確かな情報により、所有者が安易にペットの飼養を放棄することがないように最新の適正な情報を動物の所有者に周知すると共に、緊急時の預け先を平常時から確保しておく等、必要な準備を行っておくことの重要性を広く普及啓発することが必要です。

<施策>

- i 現在のところ、国内では犬・猫から人への感染は確認されていないこと、過度な接触を控えると共に、適切な衛生管理を徹底すれば感染を防止することが可能であること等、新型コロナウイルス等に係る正しい知識を府民や事業者に広く周知します。
- ii 平常時から一時預かり先を決めておくこと等、所有者に万一の事態に備えた準備をしておくことを勧奨すると共に、関係機関・関係団体と連携し、感染者の緊急入院等により飼養が継続できなくなった場合の犬・猫の受け入れ先の確保について検討を開始します。

(4) 災害対策

<現状と課題>

地震などの災害発生時には、被災者の救護と共に、動物の救護や危害防止等の観点から、被災動物の収容及び必要な資材確保等の救護体制の確立、特定動物の逸走防止等の対策が必要になります。

また、近年では、全国的に大規模な災害が相次いで発生し、ペット同行避難への適切な対応が課題の一つとなっています。国は、動物に対し多様な価値観を有する人々が共に災害を乗り越えることを支援するため「人とペットの災害対策ガイドライン」(H30.3)を作成しました。府内各市町村はこの考え方に沿い、地域防災計画において被災時の家庭動物の保護や収容等について順次、具体的な追記・修正をしています。

引き続き、市町村(京都市を除く。)が運営する避難所において、ペット同行避難の受入れができるよう技術的支援を行うと共に、動物の飼養者に対し平常時から災害発生に向けた準備をしておくことの重要性について理解を促すため、広く啓発する必要があります。

<施策>

- i 「災害時における動物救護対策マニュアル」(H25.3)を実態を踏まえて改訂すると共に、センターを災害により被災した動物を保護・収容し、所有者に返還するまでの飼養保管し、また特定動物の人等への危害防止のための飼養者に対する指導・支援するための拠点と位置づけ、災害時の動物救護に係る体制強化を図ります。
- ii 府総合防災訓練において、避難所におけるペットの同行避難の受入訓練を地元自治体と合同開催し、自治体職員や地域住民にその重要性について理解を促すと共に、セミナーやホームページ、広報紙等を通し、所有者に平常時から同行避難に向けた準備を行うよう広く普及啓発を行います。
- iii 「避難所運営マニュアル(仮称)」を作成すると共に、市町村(京都市を除く。)等に対する説明会を開催する等、避難所においてペット同行避難が円滑に受入れられるよう、環境整備や体制構築に向けた技術的支援を行います。

(5) 動物の遺棄・虐待防止対策

<現状と課題>

府内の動物の遺棄・虐待疑いに関する情報は、動物の不適正飼養に係る苦情として保健所やセンターに通報されることが多く、事件性の高いものは京都府警察と緊密に連携して対応していますが、府内では実際に虐待に相当すると特定に至った事例は少ない状況にあります。

ただし、全国的には動物の遺棄・虐待事犯件数が増加傾向にあること、また動物愛護管理法の改正により虐待に該当する具体的行為が追記されると共に罰則強化が図られたこともあり、これらに迅速・的確な対応が可能で、より強固な体制を構築することが必要です。

<施策>

- i 府、京都市、京都府警本部で構成する動物愛護管理事業推進連絡会を十分活用し、遺棄・虐待の行為は犯罪であることをリーフレット等により広く啓発すると共に、必要に応じ、相互に協力及び対応のできる体制の強化を図ります。
- ii 獣医師による虐待の該当性の判断の容易化、具体的事例や罰則の適用状況のとりまとめ、獣医師会の協力を得て行う虐待・遺棄に関する情報（SNSを含む。）の迅速かつ的確な対応を目的した「動物虐待対応マニュアル（仮称）」を京都市と連携して整備します。
- iii 遺棄・虐待に関する情報を的確に把握し、府や京都市に正しく提供することのできる知識や経験を有するボランティアを育成します。
- iv web会議システムを活用して、センター、保健所間において、リアルタイムで情報を共有することにより、①犬・猫の新たな飼い主への譲渡、②虐待疑い事案の該当性判断、③負傷動物の診察・治療等の効率化を図ります。（再掲）

第3章 計画推進に向けて

1 計画の数値目標

関係機関等の協働・連携のもと、以下のとおり具体的な数値目標を定め、これを拠り所としながら各施策に取り組んでいきます。

改定前の計画で未達成となった項目は引き続きその目標の達成を目指すと共に、既に達成に至った項目については、更に高度な目標値、又は現状をより把握し易い項目に置き換えて設定することとします。

項目	単位	方向性	数値目標	令和元年度 (実績)
犬の殺処分頭数 ※1	頭	↓	0 (①②共に0) <殺処分ゼロ>	20
猫の殺処分頭数 ※1	頭	↓	300 (①95、②205) <R1比 概ね半減>	642
犬の返還・譲渡率 ※2	%	↑	100 <全数返還又は譲渡>	94
猫の返還・譲渡率 ※2	%	↑	31 <R1比 概ね5割増>	21
犬の引取頭数 (飼い主)※3	頭	↓	12 <R1比 概ね8割減>	51
猫の引取頭数 (飼い主)※3	頭	↓	25 <R1比 概ね7割減>	73
犬・猫等の苦情件数 ※4	件	↓	1,000 <R1比 概ね4割減>	1,672
狂犬病予防注射実施率 ※5	%	↑	100 <全頭注射実施>	69

※1 環境省の統計用殺処分における分類のうち、①及び②の年間頭数の計

①：譲渡することが適切でない（治癒の見込みがない病気に罹患、攻撃性がある等）

犬・猫の殺処分頭数

②：①以外の犬・猫（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難等）の殺処分頭数

※2 $(\text{返還頭数} + \text{譲渡頭数}) / \text{収容頭数} \times 100$

返還頭数：飼い主からはぐれるなどして、府民等に保護され、府保健所又は京都動物愛護センター（京都市に限る）に収容した犬・猫のうち、飼い主が判明し、元の飼い主に返還した年間頭数の計

譲渡頭数：府保健所又は京都動物愛護センターにおいて、新たな飼い主に譲り渡した犬・猫の年間頭数の計

収容頭数：府保健所又は京都動物愛護センター（京都市に限る）に収容した犬・猫の年間頭数の計

$(\text{飼い主からの引取頭数} + \text{所有者不明の引取頭数} (+ \text{捕獲頭数}) + \text{負傷収容頭数})$

- ※3 やむを得ない理由により、飼えなくなった犬・猫を府保健所又は京都市が引き取った年間頭数の計
- ※4 府保健所又は京都市に寄せられた犬・猫等に関する年間の苦情件数の計
- ※5 京都府全域（京都市域を含む。）における犬の年間の狂犬病予防注射実施頭数の計／
京都府全域（京都市域を含む。）における当該年度末の犬の登録頭数×100

2 関係機関等との協働・連携による施策の展開

府内における動物愛護管理法に関する事務の多くは、府及び京都市が所掌していますが、動物の愛護と管理に関する各課題を解決に導き、法の目的を達成するためには、国や地方行政機関の個々の取り組みや相互の連携だけで立ち行くものではありません。

動物の所有者を含む府民、動物取扱業者、動物愛護推進員をはじめとするボランティア、獣医師会や動物愛護団体、大学等の学術・調査研究機関等、あらゆる主体が第1章に記載したそれぞれの役割を十分に理解した上で、動物愛護管理法の目的である「人と動物が共生する社会の実現」に向けた取り組みを進める必要があります。

第2章の各課題に対応する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっているため、各主体が協働・連携することのできるネットワークを構築し、それぞれの持つ専門的知識、技術、経験や情報を共有し、これらを最大限に活用して施策を展開していきます。

3 計画の進捗状況の把握・見直しの体制

計画に設定した施策の進捗状況については、府の行政運営の指針となる「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」（令和元年12月）との整合を図りながら、毎年度ごとに、府が点検及び自己評価を行います。

これらの結果については、京都府動物愛護推進計画検討委員会及び京都動物愛護センター運営委員会等において説明を行い、各委員等の出席者から意見をお伺いします。

更に、その結果は、府ホームページ等において公表する等、より透明性が高く、広く府民等にかかれた計画となるよう今後も工夫を重ねていきます。

なお、本計画は施策展開の情勢を鑑み、概ね5年後を目途に見直しを図ります。

□ 用語集

	キーワード	説明
あ	逸走	飼養動物が逃げ出す、又は迷走すること。不適正管理によるもののほか、災害時における脱出等、その原因は様々に存在する。
	犬の登録	狂犬病予防法に基づき、生後 91 日齢以上の犬を飼養している所有者に義務付けられている市町村への登録をいう。登録はその犬が生きている限り生涯有効であり、所有者の変更、住所の変更の際に届出する必要がある。
か	家禽	肉や卵、羽毛等を利用するために飼養される鳥の総称。鶏、アヒル、カモ等を指す。
	鑑札	犬が登録された際に交付されるプレートで、所有者には登録した犬に装着する義務がある。
	狂犬病	人と動物の共通感染症の一つで、狂犬病ウイルスが原因となる。すべての哺乳類に感染し、狂犬病に感染した動物による咬傷により人にも感染する。人も動物も発症するとほぼ 100%死亡するが、人では感染後(感染動物に咬まれた後)にワクチンを連続して接種することにより発症を防ぐことができる。
	京都動物愛護センター	府と京都市が共同運営する動物愛護行政を進める上での中核施設。犬猫の保護や収容、新たな飼い主への譲渡、動物愛護啓発事業、講習会等を担っている。動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という。)第37条の2に「動物愛護管理センター」の位置づけが規定されたが、府では保健所と一体となってその機能を果たしている。
	京都動物愛護フェスティバル	広く府民に動物の愛護と適正飼養について、関心と理解を深めていただくため、獣医師会や動物愛護団体等と連携し、府と京都市共催により開催する年1回のイベントをいう。
	係留義務	府条例において、犬の所有者には、例外として認められた場合を除き、飼い犬を逃げるおそれがなく、かつ人の危害を加えることのない方法により、つないで飼養することが求められている。
	咬傷	犬に咬まれたことによる傷をいう。府条例では、咬傷事故を起こした犬の飼い主には、必要な措置をとるとともに、その旨を知事に届出することが求められている。
さ	個体識別措置	動物の飼養者が、自らがその個体を飼養していることを明らかにするため、名札や首輪、マイクロチップ等の個体を識別する器具を装着すること。
	産業動物	産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管している哺乳類及び鳥類に属する動物をいう。
	実験動物	実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設に導入するため輸送中のものを含む。)をいう。
	社会性	一般に広く通じる性質をいい、飼養動物の場合、生活していく上で必要とされる人間社会や他の動物、社会環境に適應する能力のことを指す。
	終生飼養	動物をその寿命が尽きるまで、適正に飼養することをいう。
	身体障害者補助犬	身体に障害を有する飼い主の生活の補助を行う犬のことを指し、「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」に分かれている。飼い主の障害に合せ、目や耳、手足の代わりとなるよう育成施設で訓練を受けた上で認定される。

譲渡	引取りや捕獲により、保健所や京都動物愛護センターにおいて保護した犬や猫のうち、健康状態や適性を判断した上で、新たな飼い主に引き渡すことをいう。
人獣共通感染症	人とそれ以外の脊椎動物の両方に感染又は寄生する病原体により生じる感染症のこと。「動物由来感染症」、「ズーノーシス」等ともいう。
3Rの原則	イギリスの科学者 W.M.S. Russell と R.L. Burch が 1959 年に提唱した動物実験の基本理念で、代替法の活用(Replacement)、使用動物数の削減(Reduction)、苦痛の軽減(Refinement)を意味する。動物愛護管理法第 41 条において、この考え方が規定されている。
地域猫	住民の理解を得た上で、ボランティアグループ等が、屋外で生活する飼い主のいない猫に避妊去勢手術を施した上で、トイレや餌やりの方法・時間・役割分担を予め決めて世話をする等、一定のルールに従って猫を一代に限り飼養すること、或いは飼養されている猫をいう。
地域猫活動	地域に暮らす野良猫について、地域住民の理解と協力を得て、餌やふん尿の管理、周辺美化等の一定のルールに基づき適切に管理すると共に、避妊去勢手術を行うことにより、野良猫に一代限りの命を全うさせる活動を言い、一般的には「地域猫活動」という。京都市は「地域猫活動」を発展させ、市独自に「まちなこ活動」という名称により、同市動物マナー条例に基づく適正な給餌基準により取り組む活動に対し、京都市獣医師会の協力のもと、当該猫の避妊去勢手術を無償で実施するなどの支援を行っている。
地域防災計画	災害対策基本法第 40 条に基づき、各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、風水害や地震などの大きな災害の発生に備え、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策等、防災のために処理すべき業務を具体的に定めた計画をいう。
注射済票	狂犬病予防注射を受けた犬の所有者に交付されるプレートで、所有者は狂犬病予防注射を受けた犬に装着する義務がある。
同行避難	地震、豪雨等の非常災害時に、所有者が自ら飼養するペット同行して避難することをいう。
動物愛護週間	動物愛護管理法第 4 条に基づき、国民の間に命のるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、9月 20 日から9月 26 日までに設けられた期間をいう。
動物愛護推進員	動物愛護管理法第 38 条に基づき、動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者の中から、府や京都市から委嘱を受け、地域における犬猫等の動物の愛護の推進を図るための活動を行うボランティアをいう。
動物愛護団体	飼養動物の遺棄・虐待の防止や適正飼養に係る普及啓発等を推進する団体で、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会等の公益団体のほか、大小様々な任意団体やNPO 法人がある。
動物取扱業	動物の販売、保管等を業として行うこと。動物愛護管理法の規定により、第 1 種動物取扱業は知事(政令指定都市にあっては市長)の登録を受けなければ営業することができず、第 2 種動物取扱業は知事(政令指定都市にあっては市長)に届出しなければならない。第 1 種動物取扱業には、次の業種がある。(1)販売 …… ペットショップ、ブリーダー等、動物の販売や、それらを目的に繁殖や輸出入を行う業。飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者も含まれる。(2)保管 …… ペットホテル、ペットのシッターなど、顧客の動物を預かる業。(3)貸出し …… ペットレンタル業者など、動物を貸し出す業。(4)訓練 …… 訓練・調教業者など、顧客の動物を預かり訓練を行う業。(5)展示 …… 動物園、サーカスなど、動物を見せる業。(6)競りあっせん……動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設け、競りの方法により行う業。(7)譲受飼養……動物を譲り受けてその飼養を行う業(当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。)

	動物愛護管理法第22条に基づき、第1種動物取扱業として登録された事業所において、業務を適正に実施するために一定の資格を満たして選任された者をいう。	
	動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)	動物愛護管理法第5条に基づき、国が動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進することを目的に定める指針。各都道府県に、「施策の基本的な方針」、「適正な飼養保管を図るための施策」、「施策を実施するために必要な体制の整備」、「普及啓発」を盛り込んだ推進計画を策定することを求めている。
	動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)	動物の虐待防止、動物の適正な取り扱い等、動物の愛護に関する事項を定め、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定め、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とした法律のこと。
	特定動物	ライオン、トラ、ニホンザル、マムシ等、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあるとして、動物愛護管理法で定められた動物。特定動物の飼養または保管を行おうとする者は、事前に知事(政令指定都市にあっては市長)の許可を受ける必要がある。
	トライアル	京都動物愛護センターに保護・収容されている犬・猫が飼い主候補者の生活環境に適應するか否かを確認するため、一定の期間、候補者宅に預けること
は	引取り	動物愛護管理法第35条に基づき、やむを得ない事情により飼えなくなった犬又は猫を保健所等で引き取ることをいう。府及び京都市では、引き取りを行う場合、引取りの相手側から一定額の手数料を徴している。
	負傷動物	疾病に罹患、又は負傷した動物をいう。道路、公園等の公共の場所において、負傷した犬・猫を発見した方には、所有者が判明しているときは所有者に、所有者が判明しないときは都道府県に通報する努力義務が課されている。
	返還	京都動物愛護センターや保健所で保護した犬又は猫を元の飼い主のもとに戻すことをいう。
ま	マイクロチップ	直径2ミリ×長さ8～12ミリの円筒形の生体適合ガラスで覆われた電子標識器具。中に15桁の数字が書き込まれたICチップが入っている。動物の皮下に注入し、専用のリーダー(読み取り機)でそのデータを読み取り、登録データと照合することにより、速やかにその所有者を特定することができる。
	マイクロチップリーダー	マイクロチップに組み込まれたデータを読み取るための専用機器。ハンディタイプやゲート式タイプなどがある。